

NEWS LETTER

Japan Association for College Accreditation 財団法人 短期大学基準協会

2006.8 Vol.35

Contents

- 巻頭言 認証評価と短大基準協会
- 論説 1 初めての第三者評価を終えて
- 論説 2 評価員を経験して

巻頭言 認証評価と短大基準協会

財団法人短期大学基準協会 理事
愛知学院大学短期大学部 学院長・学長

小 出 忠 孝



わが国高等教育に「点検・評価」が登場したのは、平成3年の大学審議会答申「大学教育の改善」で、設置基準の大綱化と自己点検・評価の努力義務の制度化の提言であった。しかし評価の風土の無かったわが国で、点検評価が機能するか懸念され、答申では「まづ自己点検・評価の習慣を定着させる必要がある」と提言された。現在点検評価が定着し第三者評価が義務化されているのと、隔世の感がある。その後多くの大学で点検・評価が実施されたが、教育改革の改善の効を高めるため、平成10年大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策」で、大学の自己点検・評価の義務化と第三者評価の努力義務が提言された。特に国立大には第三者機関による評価が必須であるとされ、その結果大学評価・学位授与機構が誕生した。私は当時大学審議会委員として、これら一連の自己点検・評価、第三者評価に関する審議に参加した関係から、大学評価・学位授与機構の設立と同時に機構の評議員会副会長として、国立大の評価に関与している。一方平成14年の中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築」で大学設置認可の弾力化と第三者評価制度の導入が提言され、ついで学校教育法改正により、大学の質保証の一環として全大学に認証評価機関による評価が、7年に1度義務づけられた。短大協会ではこの様な点検評価の変化に対し、短大基準協会を設立して適確に対応し、17年1月には認証評価機関として文科省の認証をうけ、さらに3月

には財団法人の設立が認可され、わが国唯一の短大認証評価機関として発足している。380校の短大が入会し、昨年第1回認証評価を30校が、本年は45校が評価を受けている。私は基準協会の第三者評価審査委員会委員に任命され、平成17年度第1回審査委員会で2校からの異議申立てと、9校からの表現訂正の申し出に対し慎重に審査した結果、何れの申し出もその趣旨が妥当であると結論し、理事会へ報告、30校すべて適格と決定された。この様に評価校からの異議に対し慎重に対応する方針は良心的であり、第1回認証評価として大成功であったと考える。認証を受けられた短大にはこの評価結果を教育改善にフィードバックし、短大の一層の向上充実を計られる事を期待すると同時に、毎年認証評価の継続が短大協会全体の活性化に連なるものと確信している。

現在わが国の認証評価機関は四つある。大学関係では大学評価・学位授与機構が国立大を対象に、大学基準協会が私大連盟校と私大協会校の一部を対象に、日本高等教育評価機構が私大協会校を対象にと大別される傾向にある。短大に関しては短大併設の一部私大の要望で大学基準協会が短大の認証の手中であり、日本高等教育評価機構が検討中である。しかし短大の中心は短大基準協会であり、本協会が短大の特性に特化し、短大の専門性に強い評価機関として充実発展し、「短大の認証評価は短大基準協会がベスト」の評価を期待したい。

初めての第三者評価を終えて

福元 裕二（佐賀短期大学 学長）

はじめに

平成18年4月29日、他の29校の短期大学と共に「適格認定証」を授与されたときは、素直に喜びがわいてきました。おおかた予想していた結果とはいえ、かなりの長期にわたって全教職員が準備に追われてきただけにホッとしました。現在、本学は、少々緊張の糸が弛んで、安堵したような雰囲気になりかけていますが、入学志願動向などを見れば、現状は極めて厳しいものがあります。せっかくの機会を頂きましたので、今一度、今回の第三者評価を振り返りながら自らを厳しく見つめ直し、明日への糧とするために、そしてまた、本学のつたない経験が少しでも他の会員校のお役に立てればとの思いからその内容をご報告させていただきます。

第三者評価に至るまでの経緯

平成3年に大学審議会答申「大学教育の改善について」が出され、自己点検・評価の必要性が言われてから15年弱で、まさか認証機関による、法律で義務付けられた第三者評価を7年に一度受けるようになるとはその当時全く予想さえしていませんでした。この間の変化は正に凄まじいものがあり、それだけ大学に対する世間の目が非常に厳しいものであったことがわかります。本学を含め短期大学を取り巻く環境も激しく推移し、その時々への対応に追われていたというのが今思えば正直なところでした。本学は、他学に若干遅れをとって平成10年頃から自己点検・評価に本格的に取り組み始めましたが、スタートしてからは精力的に、着実に改革・改善に努力を重ねてきました。平成12年と平成14年の2回にわたって全学的に自己点検・評価を実施し報告書を公表してきました。また、平成14年には、平成16年度より始まる国の制度を先取りした形で、高度な見識と豊かな経験を有する学外者による外部評価を実施して報告書を公表いたしました。この間、学生主体の教育の実践や教育研究の質的向上のために、学生による授業評価並びに学生の意識調査の実施、学生主体のシラバスへの切替やFD研修会の毎年開催など他学の事例を参考にしながら多様な改革・改善を実行しました。教職員も危機感をもってこれに応えてくれましたので、結果はすぐに学生の満足度調査の数値アップという形で現れました。このような状況下で、短期大学基準協会による初めての第

三者評価の公募が始まりましたが、迷わず最初に手を上げることは以前から決めていました。その理由は、そのときの教職員の「勢い」を止めることなく改革のスピードアップに繋がりたい、やり残した困難な問題を一気にここでブレイクスルーしたいと考えていたからです。また、幸運にも、平成15年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、教職員の士気が上がっていたことも弾みとなりました。

本学教授会は短期大学基準協会が実施する第1回目の第三者評価を前向きな気持ちで受けることを問題なく決議し、自己点検・評価報告書の作成等その実施体制を決めました。

実施体制

ALOは副学長が担当し、自己点検・評価運営委員会（学長、副学長、4学科長、2専攻科主任、教務部長、学生部長で構成）の中から評価領域別に複数の総括責任者を決めました。さらに評価領域ごとに設定された評価項目の記述に必要な資料収集は、本学全教職員が分担して担当しました。月に1回定期的に報告書作成に向けた自己点検・評価運営委員会を開き進み具合をチェックしました。過去2回の自己点検・評価は委員会の委員と選ばれた各学科教員並びに事務職員の限られたメンバーで実施しましたが、今回は従来の方法を見直し、全教員・全職員が何らかの形で報告書作成に関わることにしました。その結果、「調整に時間がかかりすぎる」、「報告書書式を配布したにも拘らず体裁を整える手間が大変」等の問題も生じましたが全教職員に達成感、充実感を与え、従来にも増して自己点検・評価への理解と認識を高めることができました。今後ともこの方式によって行うことが望ましいと考えています。

自己点検・評価報告書

今回の報告書は、これまでと幾らか内容が異なり戸惑いもありましたが、あらかじめ様式や内容について短期大学基準協会の方から細かく指示があり、評価の領域・項目・観点ははっきりしていたため点検・評価しやすい面もありました。ただ、これだけの内容を100ページに纏めるのは至難の業で、ALO泣かせでした。最終的には120ページになりました。今、再読すると重なっている部分や必要

のない部分も若干見受けられ、作成マニュアルや評価基準を全員が熟読する必要性を強く感じました。評価の観点の設問に自信をもって回答でき、その根拠を明確に示すことに徹すればなんとか100ページに納まると思います。曖昧な回答しかできない場合に得てして無駄な説明文等が多くなるようです。ページ数を増やすことにはなりますが、特記事項をいかに有効に活用して当該短期大学の特色をうまく表現するかが報告書作成の重要なポイントだと考えます。また、今回は評価の対象になっていませんが「将来計画の策定」の自由記述欄は評価する側から見れば一番読みたい部分でもあるし、その短期大学の評価に最も大事な点だと思います。第一クールの6年間は致し方ないにしても、第二クールからは「将来計画の策定」は評価の対象にすべきではないでしょうか。本学は、第三者評価を受けるに当たって、6年間の中期目標・中期計画及び各年次プログラムを策定しました。2年間にわたる15回以上の会議の末に出来上がりました。記述したのはスペースの関係で2ページにし過ぎませんが、今思えば、労力のいる作業で報告書作成と同時によく作り上げることができたと思っています。

訪問調査

面接調査は終始和やかな雰囲気で行われました。本学の課題を全教職員が共有化するために、会場には、運営委員会のメンバー以外の教職員も自由に出席できるように配慮しました。5人の評価員はあらかじめ提出した自己点検・評価報告書を熟読されており、各評価領域に沿っての質問が的確になされました。学長の発言はなるべく控えるようにし、質問にはできるだけ報告書の担当分野の教職員が答える対話形式で行われました。各評価員は短期大学が置かれている現状を熟知しているので質問や評価は時に厳しいものもありましたが、いずれも本学のこれからの発展に資する貴重なものであり、厳正な評価に心から感謝するයි。



評価結果を今後に向けて

年が明けて「適格」認定の内示、機関別及び領域別評価の資料をいただきました。面接調査での内容からすると、思ったほど厳しい評価ではありませんでした。学長の言いたいことを代弁しての外部からの指摘は、教職員の意識改革には効果的ですので、もう少し辛口でもよかったのではないかとも思いましたが、逆の立場で考えると難しいのかもしれません。協会から示された点検・評価内容によって、これまで見落としていた項目、先送りにしていた項目等を明確にすることができた点は大きな成果でした。また、今回報告書に加えて多種多様な参考資料を用意するために、これまで未整理の資料等をこの機会に纏めることができたことも今後に役立つはずで。内示を受けて、すぐに、FD・SD合同研修会を「第三者評価（認証評価）を終えて—これからの佐賀短期大学」と題して実施しました。評価結果の分析、各学科あるいは事務局各課からの課題提出を行い、「評価結果を今後活かすには」のテーマで一日かけて議論をしました。評価結果を次の行動に直ちに繋げていくことが重要だと考えたからです。

おわりに

今回の第三者評価には、評価する側・評価される側も含め莫大なエネルギーが注ぎ込まれました。適格認定だけで終わらせてはなりません。この評価が学生の教育にどのように還元され、彼等のためにどれだけプラスになったか、教員個人のキャリアアップにどれだけプラスになったか、大学自体のレベルアップにどう繋がったか等、3年後の相互評価、さらには7年後の第2回目の第三者評価の時にはその真の意義を問われることになります。終わったばかりですが、「適格」は新たな始まりでもあります。

おわりに、評価員の先生方に改めてお礼を申し上げますとともに、このような大変なシステムを短時間で確立された短期大学基準協会のスタッフの皆様には深甚なる謝意を表します。

評価員を経験して

滝川 嘉彦 (名古屋文理大学短期大学部 理事長・学長)

はじめに

私は本協会の第1回第三者評価の実施において、評価員(チーム責任者)として携わった評価員研修会、書面調査、訪問調査、第三者評価委員会分科会など、一連の評価作業の経験から得られた意見や感想などを記してみたいと思います。ただし私が何処の短期大学を調査したのか、また誰とチームを組んだのかは非公開なので、固有名詞を使わず、またそれらが推測されることが無いよう一般論を交え記述しましたので、その点はご容赦願います。

評価員候補者に名乗りをあげる

はじめに私が評価員候補者に自薦したところを思い出してみたいと思います。私の短期大学では、前理事長(故人)が東横学園女子短期大学の高鳥学長(故人)らとともに短期大学基準協会の基盤作りに携わっていたので、学内の自己点検・評価活動を始めてから10年以上が経過していました。当初の自己点検・評価活動は改善を目的としたものとは程遠く、自己点検・評価報告書の記述は教育研究活動の自己満足と大学当局への要望や不満に終始していました。しかし数年が経ち、実際に受験者数の減少などを経験して、不安に駆られる教職員からも自己点検・評価活動の実効性を高める論議が始められました。しかし新しい施策の多くは総論賛成・各論反対でなかなか実施には至りませんでした。私は短期大学基準協会での論議を参考に、評価文化を受け入れ、自身を変える努力無きものは生き残れないこと、また我々が目を向けるべきは教職員ではなく学生であることなどを説得する中で、一人二人と増えてくる理解者に手ごたえを感じ始めていました。そんな中での評価員候補者への自薦でした。従って、私が評価員候補者に自薦した理由の中には、他の短期大学の自己点検評価や改善の実態を知りたかったこと、また管理運営の成功の事例があれば少しでも多く吸収したい気持ちが有りました。

この点についての結果を記せば、私は十分に他短期大学の改善の実態を知り得たし、管理運営の事例は実体験を持って吸収することが出来ました。特にリーダーシップと情報量の豊富さ、そして決断のスピードがこれからの短期大学運営には不可欠であると感じました。また評価チームの皆さんも、「地方都市の評判の良い短期大学の事例を見られて良かった。(管理職教員)」「教育に対するきめ細かな配慮がこれからの私学には必要だ。(一般教員)」「建学の精神、教育内容、施設設備、管理運営など、これだけ細かな内容を見て勉強できる機会は他に無い。(一般教員)」

「管理運営と財務については日頃相談する相手がいないので、大変参考になった。(事務局長)」など、多くの収穫を得て自身の短期大学へ持ち帰られたと思います。

ピア・レビューを知る

私は評価員としての経験を踏まえ、本協会が行う第三者評価の目的について以下のように理解しています。「本評価は当該短期大学から出された100枚から成る文章からその概略を知り、法令や自身の短期大学人としての経験、また学生、保護者、企業、国民、教職員などの期待などと照らし合わせることによって、当該短期大学を部外者として公正に評価し、さらにはピアの精神により当該短期大学の発展に寄与する会話が行われることを目的としている。」私は上述した評価員が得た収穫を実体験して始めて、評価員研修会で度々耳にしながら理解に苦しんだピア・レビューという高邁な思想の持つ絶大なる効果を理解することが出来たのです。

評価員研修会について

次に評価員研修会について記してみます。評価員研修会では上述したピア・レビュー、教育を中心とした評価など、評価員の心得なるものとともに、評価の手続き、日程、評価の基準、事故対応などの事務的な説明を受けました。同時に初めて自身のチームと顔合わせをしました。私のチームは、理事長・学長クラス1名、幹部教員1名、一般教員2名、事務局長1名から構成されていましたが、初めに困惑したのは当日欠席した教員が居たことでした。聞けば海外出張中で半月後に帰国とのこと。後日協会事務局長から、当日のVTRを見て我々と同様の研修を受けていただいた旨の連絡を受けましたが、当該の短期大学は膨大な労力や費用を投じて我々から評価を受けようと準備しているものであり、そのことを推し量るに大変残念に思いました。

他のチームでは、こうした問題に対して訪問日以前に再び集まりを開いて評価員間の連携を深めたところもあると聞きました。我々のチームでは、リーダーの一存で意思疎通はすべて電子メールで行うことにしました。しかし電子メールでのやり取りにも研究調査に伴う遅延や、PCの故障時の音信不通、情報リテラシーの欠如など様々な事故に悩まされる結果となりました。夏期は教員にとって研究の稼ぎ時であり、研究を優先したい気持ちは充分理解ですが、このことは本人の公務に対する認識の問題であるの

と同時に、所属する短期大学の意識の問題だと思えます。短期大学基準協会の構成員としてのご理解と協力を期待したいところです。

機関評価しかし専門知識の必要性

研修会が終わると当該短期大学作成の自己点検・評価報告書を読む時間が与えられて、次に評価員間でのコミュニケーションが始まりました。そこで始めに感じたことは専門知識の情報不足でした。私の担当した短期大学の教育はある専門の資格付与を含んでいました。本協会は「機関評価」を行う場所であるから、専門評価、部門評価は行わないとのことでしたが、同時に協会が柱に掲げた「教育評価」は専門分野の理解の深さに依存する面があることに気づきました。本チームには評価校の設置学科に関連する分野を専門とする教員が1名居りましたが、チーム責任者自身が門外漢であったため、設置基準から関連法規を素人勉強することになりました。それでも習いたての質問をすることは出来ず、私はリーダーシップ、経営・組織、管理運営などの質問に終始いたしました。研修会では、財務を見られる評価員をチームに配属すること以外、チーム構成についての説明は特に有りませんでした。それでは例えば情報や経済学の教員の集まりが栄養士養成の短期大学を評価する場合も有りうることになります。評価員候補者の登録状況を聞くと、一般教員や管理職教員が概して多く、理事長・学長や事務部門の責任者は少ないとのことですから、専門分野教員の配置のルール化は方策次第で可能なのではないかと思われれます。

訪問調査実施上の諸問題

私は過去 COL、GP 等の評価者として他大学の教育評価に携わったことがありましたので同じ程度の作業量を想定していました。しかし実際の3日間の作業量は、肉体的にも精神的にも大変な労力を要する結果となりました。察するに、当該短期大学の理事長、学長、ALO（第三者評価連絡調整責任者）、教職員の皆さんにとっては、それ以上のものではあらずです。

第三者評価の効果を維持しつつ訪問調査時の作業ロスを軽減するためには、評価チーム内や、チーム責任者とALOとの事前のコミュニケーションを密にすることが肝要です。また別の視点から見ると、ALOがどれだけ自身の短期大学の教育研究から管理運営、経営に至る情報を把握しているかがALO選定時の重要な観点だと思われれます。例えば学内の役職を優先して経験年数の少ない学科長などがALOになった場合、それだけ当日の質疑が混乱して時間を要することになりかねません。また報告書作成者と発言者が同一人物であることも重要だと考えられます。

また評価員は、事前に与えられた100ページの報告書によって全学を評価することになるので、報告書の一字一句には細心の注意が不可欠です。例えば前と後ろのページに記載された内容のずれ、報告書の内容とALOの発言の齟齬、また報告書や発言のエビデンス（根拠）の不在などは評価員が不信感を持つことになり、これらは事後の評価員会議でテーマに取り上げられます。また数値的な偏りなどが発見されたとき、当該年度は評価基準を満たして

も、時系列での極端な違いをどう捉えるか。また短期大学の約60%が四年制大学を併設している中で、法人全体のデータと短期大学データとの比較検証には慎重な論議が求められます。

評価分科会について

訪問調査がおわり評価票が提出されると、協会による第三者評価委員会分科会が行われます。分科会ではチーム責任者は壁側の席に座り、3名の第三者評価委員会委員が三方を取り囲むように座ります。冒頭第三者評価委員会の委員から、チーム責任者は当該短期大学の所見を述べるよう指示されます。私は当該短期大学の概要を説明した後、評価結果の根拠を述べました。委員は既に提出した評価票の文脈をご存知のようで、納得をしたり疑問点に印をつけたりしておられました。その後質疑応答が行われ、評価票を補足したり、記述に無い事項への質問を受けました。

ここで感じたことは、十分にチーム内でキャッチボールをしてから評価票を作成し、発言内容に自信を持って出席することです。評価票に記載した内容以外の問題点を分科会で指摘したり、評価員自身が不安を持って挑むと、委員からの質問がなされ、分科会の議論を錯綜させる要因になると考えられます。

評価を終えて

かくして評価員としての一連の作業は終了しました。私が提出した評価票は、主旨や使用した語句はそのままで、文章は読みやすく整理されて当該短期大学へ戻されました。中には教育、研究、校務、組織、財務など全ての結果を忌憚無く記すことが出来ましたし、その基本となる考え方や価値観については評価員間で十分に論議をつくしたものであると自負しています。これらはひとえに評価員の皆さんのご協力の賜であると感謝しています。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

最後に、そもそも評価文化を持たない日本に、こうした欧米の合理主義に端を発する評価制度を導入することは、日本の短期大学が世界に通用する短期高等教育機関として生まれ変わり、短大が元気になることを信じるからこそです。そういう意味では今後益々評価を積極的に受け入れていかなければならないと思います。ただし評価を終えて、各短期大学がいかに違った価値観や教育目標を持って、多面的・重層的に教育をしているかを知るほどに、客観性を柱としつつも評価者の主観に委ねる形で結果を出すことに何度も悩みました。しかしこの悩みを感じる事が無ければ、本協会の第三者評価は画一的な評価に埋没しかねません。そう考えると、この悩みは初めて第三者評価を行う我々が乗り越えなければならない登竜門なのかもしれません。言い換えれば、短期大学基準協会の熟成に我々短期大学人がどれだけ叡智を結集することが出来るかに、元気の成否が委ねられているということです。「同じ教育者だからこそ出来る理解の深さと、きめ細かな対応をもって、短期高等教育に期待する全ての学生や国民のための評価づくり」を皆さんとともにいたしたいと思えます。

基準協会の動き

第三者評価

平成 17 年度

●平成 17 年度第三者評価適格認定証の贈呈式を挙

本協会では、平成 17 年度第三者評価の結果、本協会の短期大学評価基準を充たしているものとして適格と認定された 30 評価実施校に対し、平成 18 年 4 月 25 日（火）、東京・飯田橋「ホテルグランドパレス」にて、平成 17 年度第三者評価適格認定証の贈呈式を挙りました。

当日は、平成 17 年度評価実施校 30 校の理事長、学長及び ALO の方々約 60 名が出席し、川並理事長並びに坂田副理事長より各評価実施校の代表者へ適格認定証が手渡されました。式典終了後は、別室にて懇親会が催され、和やかな懇談ののち終了しました。



川並理事長（右）より適格認定証の贈呈



平成 18 年度

●平成 18 年度第三者評価 評価員研修会を開催

平成 18 年度第三者評価実施校 45 校の評価員 237 名の評価員を対象に、7 月 10 日（月）、11 日（火）の 2 日間にわたり、評価員研修会を開催しました。第 1 日目（10 日）の午前中は、チーム責任者に出席いただき、関根秀和第三者評価委員会委員長から「評価文化形成に向けて」の講演ののち、「チーム責任者の役割」について研修を行いました。午後からは評価員全員が参集し、文部科学省の小代哲也大学振興課短期大学係長からの「短期大学設置基準について」の説明や評価員の役割及び評価の考え方についての研修を行いました。第 2 日目（11 日）は、各評価領域の評価の考え方についての研修を行いました。



関根委員長の講演



各評価チームに分かれての打合せ

平成 19 年度

●平成 19 年度第三者評価の実施

平成 19 年度第三者評価につきましては、去る 6 月 5 日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大学へ送付し、7 月末日に評価の申込みを締め切りました。平成 19 年度の評価実施校は、9 月の理事会で決定ののちお知らせします。

組 織

●後任理事及び評議員

去る 5 月 18 日に開催された第 3 回評議員会及び第 7 回理事会において、理事及び評議員の辞任に伴う後任の選考が行われ、次の方々が選出されました。

辞任された越原一郎理事、倉田彰士理事、谷本貞人理事及び岸田嘉一理事の後任理事は、次のとおり。

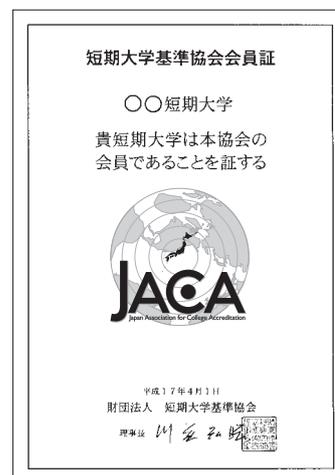
役職	氏名	所属機関・職名
理事	末岡 熙章	名古屋経済大学短期大学部 理事長・学長
理事	中野 正明	華頂短期大学 学長
理事	森脇 道子	自由が丘産能短期大学 学長
理事	中 明夫	大阪成蹊短期大学 理事長

辞任された鈴木則郎評議員、岡野實評議員、末岡熙章評議員及び中野正明評議員の後任評議員は、次のとおり。(末岡評議員並びに中野評議員は、理事に選任されたため、寄附行為の規定により辞任)

役職	氏名	所属機関・職名
評議員	宍戸 朗大	尚綱学院大学女子短期大学部 理事長・学園長
評議員	久山 宗彦	カリタス女子短期大学 学長
評議員	滝川 嘉彦	名古屋文理大学短期大学部 理事長・学長
評議員	吉田 謙二	池坊短期大学 学長

●本協会の会員証

去る 3 月 23 日の理事会において原案が確定し、印刷が進められておりました本協会の会員証が出来上がり、5 月 29 日付けで本協会の会員校へ送付しました。



事業報告・決算報告

●平成 17 年度事業報告及び決算報告

去る 5 月 18 日に開催された第 3 回評議員会及び第 7 回理事会において、平成 17 年度の事業報告案及び決算報告案が承認されました。(本協会ホームページにも掲載)

会 員

●入会短期大学の紹介

去る 5 月 18 日に開催された第 7 回理事会において、大阪大谷大学短期大学部(所在地:大阪府富田林市)の本協会への入会が異議なく承認され会員となりました。

組 織

●本協会事務局長の交代

退職した根岸成直前事務局長の後任として、平成 18 年 4 月より本協会の新事務局長に、新屋秀幸(しんや ひでゆき)氏が就任しました。

●本協会のアドレス変更

本協会の WEB サイトアドレス及びメールアドレスが 8 月 1 日から新しく次のとおり変わりました。お手数ですが、登録されている方は、変更をお願いします。

事 項	新	旧
WEB サイトアドレス	www.jaca.or.jp	www.tankikyo.jp
メールアドレス	***@jaca.or.jp	***@tankikyo.jp

平成 17 年度事業報告

◇概要

大学は今日、社会からその存在を厳しく問われ、社会のニーズに即応せねば、その存在すら危ぶまれる状況に陥っている。すなわち、大学はもはや孤高の存在ではなく、社会や地域に根ざした存在として大きく変貌しようとしている。

このような状況の変化は、短期大学も例外ではない。18 歳人口の減少や四年制大学へ進学が増加による短期大学入学者の減少という厳しい局面が到来している。しかし、その反面、平成 17 年 7 月の学校教育法の改正により、「短期大学士」の学位を付与する高等教育機関として社会的に認知されたことは、大学改革の嵐の中で、学位授与機関としての短期大学の存在が確固たる地位を築いたことを物語っている。

平成 17 年 1 月に文部科学大臣から認証評価機関として認証された(財)短期大学基準協会(以下「本協会」という)は、任意団体時代から、短期大学の自己点検・評価あるいは短期大学間の相互評価を推進、支援してきたが、このような背景の下で、本年度から認証評価機関としての第三者評価(法にいう「認証評価」)をスタートさせた。

本協会は、評価の実施にあたり、他の評価機関と異なり、試行を行うことなく、評価を実施したことから、評価を実施しながら、同時に評価方法や評価システム等の整備・拡充に務めることとなった。また、評価員の人材養成の観点から評価員研修会を実施した。

従来から実施している自己点検・評価による改革・改善の支援策の一環として「短期大学における教育成果の自己点検・評価研究会」を開催するとともに、高等教育質保証機関国際ネットワーク(INQAAHE)への訪問調査等を始めとする短期大学に関わる高等教育の調査研究を推進した。

社会への情報提供の重要性に鑑み、理事会の下に広報委員会を新たに設置し、本協会の概要、NEWS LETTER を刊行するとともに本協会のホームページ(HP)をリニューアルした。

更に、地域総合科学科への適格認定申請のあった 4 短期大学に対して審査を行い、適格認定を行った。

上記のような観点から、本協会が本年度に実施した主な事業内容は次のとおりである。

◇主な事業内容

1. 認証評価機関としての第三者評価の実施

(1) 平成 17 年度第三者評価の実施

本協会は、平成 17 年度の第三者評価を、平成 17 年 1 月 20 日開催の理事会において決定された 30 短期大学（以下「評価実施校」という）に対して実施することとした。それに伴い、本協会に登録されている評価員候補者の中から、151 名を平成 17 年度評価員として委嘱した後、1 チーム 5 名程度の評価チームを編成し、評価実施校が提出した自己点検・評価報告書に基づき、8 月～10 月の間に書面調査及び訪問調査を行い、評価チーム毎に領域別評価報告票を作成した。

次いで、第三者評価委員会の下に、3～4 名の第三者評価委員会委員で構成される 6 つの分科会を設けた。各分科会は、評価実施校 5 校について当該評価チーム責任者からヒアリングを行った後、評価チームが作成した領域別評価報告に基づき、機関別評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出した。第三者評価委員会では、28 名の委員による全体会議で、各分科会主査の報告を踏まえて、機関別評価原案を検討し、第三者評価委員会としての機関別評価案を作成し、各評価実施校へ内示した。

本協会は、内示の段階で評価実施校からの異議申立てを保証していることから、理事会の下に、5 名の委員からなる第三者評価審査委員会を設置し、評価の公平性、透明性を担保した。内示した機関別評価案に対して、評価実施校のうち 2 校から異議申立て及び 9 校から表現の訂正等の申し出があったことから、第三者評価審査委員会では審査した結果、異議申立て及び表現等の訂正申し出とも、その趣旨が妥当であるとの結論に達し、その旨、理事会へ報告した。

3 月 23 日に開催された理事会において、第三者評価委員会で最終的に確定された機関別評価案及び第三者評価審査委員会からの報告書が提出され、それらに基づき審議した結果、評価実施校 30 校すべてを適格とすることとし、各評価実施校へ通知した。

なお、本協会は、第三者評価により、短期大学教育の継続的な質の保証を図るとともに、短期大学の主体的な改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資することを目的としていることから、適格と認定された短期大学すべてに対して、3～9 の優れていると判断される事項（合計 162）及び 1～7 の向上・充実のための課題（合計 93）を記し、各短期大学の主体的な改革・改善を求めた。

平成 17 年度第三者評価の実施により、適格と認定された短期大学は次のとおりである。

1	函館短期大学	16	大阪成蹊短期大学
2	佐野短期大学	17	関西外国語大学短期大学部
3	国際学院埼玉短期大学	18	関西女子短期大学
4	埼玉医科大学短期大学	19	近畿大学短期大学部
5	聖徳大学短期大学部	20	鳥取短期大学
6	千葉経済大学短期大学部	21	岡山短期大学
7	青山学院女子短期大学	22	広島文化短期大学
8	東海大学短期大学部	23	安田女子短期大学
9	東京農業大学短期大学部	24	香川短期大学
10	東京富士大学短期大学部	25	高知学園短期大学
11	湘北短期大学	26	香蘭女子短期大学
12	大垣女子短期大学	27	佐賀短期大学
13	中部学院大学短期大学部	28	長崎女子短期大学
14	中日本自動車短期大学	29	長崎短期大学
15	大阪女学院短期大学	30	宮崎女子短期大学

（都道府県別、五十音別）

また、理事会で決定された評価結果は、「平成 17 年度第三者評価結果報告書」として、報道機関へ公表されるとともに、後日、本協会の HP 上に掲載されるとともに刊行物として会員短期大学等へ配布する予定である。

(2) 評価員、ALO（第三者評価連絡調整責任者）への研修会の実施

本協会の行う評価は、評価する側と評価される側がともに短期大学の質の向上・充実を目指すピアーの精神に基

づき、大学人の自律性によって、短期大学の質の向上・充実を図ることを目的としていることから、評価する側である「評価員」と評価される側である「ALO」がともに重要な役割を担っている。そこで、平成16年11月に全ALO及び評価員候補者を対象とした「ALO・評価員候補者研究会」実施したところであるが、平成17年度評価が、本協会にとって初年度となることから、評価員の質保証に重点をおいた事業を展開した。

平成17年4月から、第三者評価委員会において、平成17年度の評価にあたる評価員のバイブルともいえるべき「(財)短期大学基準協会におけるチーム責任者の役割」、「(財)短期大学基準協会における評価員の役割」及び「17年度の項目別評価のための評価(判定)の考え方」を策定した。

平成17年8月4日に開催した「平成17年度第三者評価 評価員研究会」には147名(欠席者4名は、後日受講)及び第三者評価委員会委員(オブザーバー)が参加した。上記の資料に基づき、説明及び質疑応答を行うことにより、17年度評価に対する基本方針について共通理解を図り、評価の適切性、公平性を期した。

17年度の評価実施校のALOに対しては、事務局から「ALOへのお願い」等の文書を通知することにより、ALOとチーム責任者との連絡調整が円滑に進むよう取り計らった。

なお、訪問調査終了後、評価員に対するアンケート調査を実施した。ALOに対しては、機関別評価案の内示後に実施した。それらのアンケート結果は、現在、集計・分析中であり、今後の第三者評価の実施体制、評価方法及び評価員、ALOの研修会等の改革・改善に資していく予定である。

(3) 平成18年度評価の実施準備

平成18年度の第三者評価については、第三者評価委員会において「平成18年度第三者評価実施要領」を作成し、理事会の承認を得た後、会員短期大学及び国公立短期大学に対して募集を開始し、7月末で締め切ったところ、49短期大学から応募があった。9月開催の理事会に諮り、49短期大学すべてが了承されたが、その後、短期大学側の都合により、4短期大学から辞退の申し出があり、現在、45短期大学が平成18年度の第三者評価を受ける準備を進めている(平成18年3月31日現在)。

平成18年度の評価実施校の決定に伴い、平成18年度評価員として登録されている評価委員候補者のうちから237名を選び、理事会の了承を得て委嘱した。と同時に、主として管理運営及び財務を担当する評価員候補者が不足していることから、評価委員候補者の選任、登録を終わっていない会員短期大学に対して選任、登録方を再度要請した。

平成18年度の評価実施校のALOに対しては、平成17年12月20日に「平成18年度評価実施校ALO対象説明会」を開催し、17年度の評価実施校のALOからの体験談とともに、自己点検・評価報告書の作成等の準備に遺漏なきよう指導・助言を行った。

(4) その他認証評価に係る事業

平成17年度が本協会の「評価実施元年」にあたることから、適格認定を受けた短期大学に対して、適格認定証を授与することとし、第三者評価委員会を中心に適格マーク及び適格認定証案を検討し、理事会の了承を得て決定した。来る4月25日に「平成17年度第三者評価適格認定証贈呈式」を開催する予定である。

2. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

(1) 評価システムの調査研究

本協会の行う第三者評価は、短期大学の教育活動を主眼としており、教育の成果(SLO: Student Learning Outcomes)を重視している米国の評価機関、特に米国西部地区学校・大学基準協会(WASC)の二年制高等教育機関認定委員会(ACCJC)の影響を少なからず受け、従来から、総会等に関係者を派遣して、実地調査等を行ってきたところである。

平成17年度は、WASC・ACCJCが主催する非公開の”Commission Meeting(2005年6月開催)”に第三者評価委員会委員を特別ゲストとして参加させ、合衆国認定評価機関の評価決定に至る具体的プロセスについて実地調査を行い、その結果を本協会の機関別評価結果決定に至るプロセスの策定に反映させた。

また、WASC・ACCJCの担当地区内の評価実施校であるコミュニティ・カレッジのうちから数校を選び、それらを訪問し(2006年3月)、当該校のALOなど自己点検・評価活動に関与する関係者からの自己点検評価報告、WASC・ACCJCが判定した評価結決定後の対応方等についてインタビューを実施した。

(2) 国際的に通用する高等教育の質の保証に関する調査研究

高等教育の国際化・グローバル化の中で、大学評価や質保証システムについても、これまでの大学や国家を超えた地域レベルあるいは国際レベルでの調整や対応が始まっている。こうした状況を踏まえ、認証評価機関として新たにスタートした本協会では、今後の国際的レベルでの質保証を視野に入れ、十数年にわたる高等教育の質保証に関わっている高等教育質保証機関国際ネットワーク（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education：INQAAHE＊）事務局に、本協会理事、調査研究委員会員などを派遣して（2006年3月）、国際レベルでの高等教育の質管理の実践法、質保証機関の相互信頼性を判定する一元的国際基準の作成、及びINQAAHE総会で合意されたGuidelines of Good Practiceの内容及び実施計画等について、実地調査を行った。

＊ INQAAHEは、1991年に11カ国30機関の高等教育評価機関によって結成され、2005年現在、正会員62カ国118機関が参画している。1999年以来、評価機関の標準的なあり方について検討を進め、2005年1月にはGuidelines of Good Practiceを正式採択するなど、国際的に重要な存在になりつつある。事務局は、アイルランドのダブリンに設置されている。

(3) 短期大学に関わる調査研究

本協会の調査研究委員会は、九州地区の9短期大学及び高等教育関係者で組織し、内外の短期高等教育に関する研究を進めている「短期大学の将来構想に関する研究会」と協力して、短期大学教育の成果の一つである卒業生の社会における活躍の実態および卒業生による短期大学教育の評価について調査・分析し、その調査分析結果を「短大卒業生の進路・キャリア形成短大評価」調査研究報告書として取り纏めたところであるが、平成17年度は、同年5月に福岡で、また、同年10月に東京で会員大学のALO等の対象とした「短期大学における教育成果の自己点検・評価研究会－短大卒業生の進路・キャリア形成と短大評価調査研究報告から－」を開催し、短大卒業生への調査・分析手法を紹介するとともに、企業等のステークホルダーへの調査手法の開発に着手した。

3. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

本協会の事業に対し、広く社会の理解と支持を得るため、事業活動に関する資料の刊行及び情報の公開を行う広報委員会を設けることになっていたが、実際の発足は半年遅れ、10月から活動を開始した。委員会では、平成16年4月の第31号から1年あまりにわたり休止状態になっていた会報「NEWS LETTER」をリニューアルして、年4回発行することとし、平成17年11月に第32号、平成18年1月に第33号を発行した。配布先も社会への公表の観点から会員校の他、国公立大学・短期大学、関係省庁、地方自治体教育関係部署、教育委員会、高校長協会、教育関係団体、報道・出版関係、経済関係団体等、幅広く配布することとした。

10月には、本協会の事業内容をまとめたパンフレット「財団法人短期大学基準協会の概要」を作成し、関係各方面へ配布した。

4. 短期大学が行う自己点検・相互評価の促進・支援

本協会は、従来から、自己点検・相互評価推進委員会において、短期大学の自己点検・評価及び短期大学間の相互評価を促進、支援してきたところであるが、平成17年度は、法に基づく評価を実施したことから、相互評価報告書を送付してきた帯広大谷短期大学と聖母女学院短期大学、カリタス女子短期大学と清泉女学院短期大学、湘北短期大学と松本大学松商短期大学及び藤田保健衛生大学短期大学と富山福祉短期大学の報告書を取りまとめた「平成17年度『短期大学相互評価』報告」を刊行し、会員短期大学へ配布した。

5. その他目的を達成するために必要な事業

(1) 評価システムの開発

評価の実施にあたって、多数の人間が関係し、多量の文書が行き交うため、評価を受ける短期大学と評価員及び評価員間の情報交換・情報共有の円滑化、評価を受ける短期大学についての情報収集の円滑化を図る必要が生じた。そこで、平成17年度は、システムの検討に先立ち、第三者評価に係る作業をシステムで取扱いやすいよう整理するとともに、本システムの利用が想定される評価員には高齢層が多くコンピュータシステム自体へのなじみが薄い等の課題が予想されるため、システム導入による利用者の立場からのメリット・デメリット等について調査を行った。また、以上の検討成果を受けて、実際に構築されるシステムの動作イメージを把握できるよう、プロトタイプシステムの構築を行っている。

(2) ホームページの開設

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革の一環として、ディスクロージャーの状況をインターネットにより公開するよう、所管官庁から要請されていることを受けて、広報委員会でホームページの内容を更新するための検討を行った。新しいホームページの主な構成は、概要、第三者評価、地域総合科学科の適格認定、その他の主な事業、会員校、刊行物、入会のご案内、お問い合わせ、よくある質問、リンク集となり、トップページの What's New で平成 17 年度第三者評価結果を掲載し、4 月にリニューアルオープンの予定である。

(3) 会員証の作成

第三者評価委員会で検討が行われていた本協会の会員証については、3 月の理事会においてロゴマークを使用した会員証が決定した。会員校へは 5 月に送付の予定である。

(4) 他の認証評価機関との交流

本協会では、他の認証評価機関（財団法人大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構の 3 機関）と、定期的に開催された「機関別認証評価制度に関する連絡会」において評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題などについて情報交換を行った。

6. 地域総合科学科（総称）の適格認定

(1) 17 年度の適格認定評価の実施

本協会は、平成 15 年度から、短期大学が学科を改組し、特定の学問領域の特定せず、学生、地域の多様なニーズに応じる地域総合科学科の認定を希望する場合、自己点検・相互評価委員会の下に評価部会を設け、地域総合科学科の適格認定を実施してきたところであるが、平成 17 年度については、次の 4 短期大学の 4 学科について、地域総合科学科としての適格を認定した。

短期大学名	地域総合科学科として 適格認定を受けた学科名 (入学定員数)	地域総合科学科として 改組前の学科名 (入学定員数)
専修大学北海道短期大学	商経社会総合学科 (220)	商経科 (100) 経済科 (120)
岩国短期大学	キャリアデザイン学科 (50)	ビジネス実務学科 (50)
光華女子大学短期大学部	ライフデザイン学科 (185)	生活環境学科 (185)
敦賀短期大学	地域総合科学科 (150)	経営学科 (100) 日本史学科 (50)

(2) 実施要領、評価基準等及び実施体制の定期的な点検・改善

平成 15 年度に地域総合科学科の適格認定を受けた短期大学において卒業生を輩出したことから、自己点検・評価報告書の提出を願うとともに、当該評価が実効性を有するような評価基準、実施要領、実施体制等の抜本的な改革・改善を検討している。

(3) その他適格認定評価に係る事業

短期大学の将来像の一つとして、地域の学習需要に的確に対応していくコミュニティ・カレッジ機能の充実が期待されていることから、コミュニティ・カレッジの盛んな米国事情に詳しい関係者を招き、地域の学習需要及び人材養成需要に的確に対応し、地域と連携協力して社会人や高齢者を含む多様な年齢層に対して学習機会を提供する機能を強化するためにはどうすればよいかを検討した。

また、地域総合科学科開設校の関係者を招き、地域の需要をどう捉え、どう的確に対応していくか、また幅広い年齢層の受入れをどう増やしていくか等の地域総合科学科が、短期大学のコミュニティ・カレッジ化のために、どのように特徴を明確化していけば良いのか等について意見交換を行った。

収支計算書

平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで

財団法人 短期大学基準協会
一般会計

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
【収入の部】				
寄 付 金 収 入	[50,000,000]	[50,000,000]	[0]	
運 用 財 産 寄 付 金 収 入	50,000,000	50,000,000	0	
会 費 収 入	[120,621,500]	[120,621,500]	[0]	
会 費 収 入	120,621,500	120,621,500	0	
評 価 料 収 入	[30,000,000]	[30,000,000]	[0]	
認 証 評 価 料 収 入	30,000,000	30,000,000	0	
雑 収 入	[1,950]	[1,951]	[△ 1]	
受 取 利 息 (一 般 口)	953	953	0	
受 取 利 息 (特 定 口)	997	998	△ 1	
繰 入 金 収 入	[509,547]	[509,547]	[0]	
適 格 認 定 特 別 会 計 繰 入 金 収 入	509,547	509,547	0	
当期収入合計(A)	201,132,997	201,132,998	△ 1	
前期繰越収支差額	11,598,833	11,598,833	0	
収入合計(B)	212,731,830	212,731,831	△ 1	
【支出の部】				
事 業 費	[73,881,000]	[61,635,475]	[12,245,525]	
人 員 費	(37,259,000)	(36,950,892)	(308,108)	
俸 給 費	31,660,000	31,528,195	131,805	
法 定 福 利 通 給 費	3,559,000	3,519,477	39,523	
旅 費 交 通 費 金	1,540,000	1,403,220	136,780	
退 職 職 費	500,000	500,000	0	
認 証 評 価 費	(14,379,000)	(6,674,236)	(7,704,764)	
自 己 点 検 ・ 相 互 評 価 費	(2,458,000)	(1,886,850)	(571,150)	
調 査 研 究 費	(3,203,000)	(2,756,595)	(446,405)	
広 報 費	(4,882,000)	(3,052,697)	(1,829,303)	
事 業 共 通 経 費	(11,700,000)	(10,314,205)	(1,385,795)	
管 理 事 会 ・ 評 議 員 会 費	[47,589,000]	[40,063,852]	[7,525,148]	
人 員 費	(2,421,000)	(1,459,050)	(961,950)	
俸 給 費	(23,126,000)	(22,958,675)	(167,325)	
法 定 福 利 通 給 費	18,850,000	18,790,005	59,995	
旅 費 交 通 費 金	3,000,000	2,906,730	93,270	
退 職 職 費	776,000	761,940	14,060	
事 務 費	500,000	500,000	0	
福 利 厚 生 通 搬 費	(22,042,000)	(15,646,127)	(6,395,873)	
旅 費 信 託 費	700,000	353,058	346,942	
通 信 運 搬 費	1,000,000	421,900	578,100	
消 耗 什 器 備 品 費	1,000,000	742,435	257,565	
消 耗 什 器 備 品 費	2,400,000	1,181,599	1,218,401	
光 熱 水 費	1,000,000	47,870	952,130	
修 繕 費	500,000	450,855	49,145	
建 物 管 理 費	1,200,000	659,750	540,250	
委 託 費	1,600,000	825,129	774,871	
火 災 保 險 費	925,000	525,000	400,000	
手 渉 費	100,000	43,775	56,225	
賃 借 料	300,000	283,590	16,410	
雑 費	400,000	260,307	139,693	
固 定 資 産 取 得 支 出	9,400,000	8,870,190	529,810	
什 器 備 品 購 入 支 出	1,517,000	980,669	536,331	
特 定 預 金 支 出	[3,000,000]	[0]	[3,000,000]	
評 価 事 業 引 当 預 金 支 出	3,000,000	0	3,000,000	
退 職 給 与 引 当 預 金 支 出	[52,959,000]	[52,640,331]	[318,669]	
減 価 却 引 当 預 金 支 出	50,000,000	50,000,000	0	
予 備 費	2,099,000	1,788,689	310,311	
	860,000	851,642	8,358	
当期支出合計(C)	[9,436,333]	[9,436,333]	[0]	
当期収支差額(A)-(C)	186,865,333	154,339,658	32,525,675	
次期繰越収支差額(B)-(C)	14,267,664	46,793,340	△ 32,525,676	
	25,866,497	58,392,173	△ 32,525,676	

正味財産増減計算書

平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで

財団法人 短期大学基準協会
一般会計

(単位:円)

科 目	金 額	
【増加の部】		
資産増加額		
当期収支差額	46,793,340	
退職給与引当預金増加額	1,788,689	
減価償却引当預金増加額	851,642	
評価事業引当預金増加額	50,000,000	99,433,671
負債減少額		
預り金減少額	191,782	191,782
増加額合計		99,625,453
【減少の部】		
資産減少額		
什器備品減価償却額	130,414	130,414
負債増加額		
退職給与引当金繰入額	1,788,689	1,788,689
減少額合計		1,919,103
当期正味財産増加額		97,706,350
前期繰越正味財産額		124,490,437
期末正味財産合計額		222,196,787

貸借対照表

平成18年 3月31日現在

財団法人 短期大学基準協会
一般会計

(単位:円)

科 目	金 額	
【資産の部】		
流動資産		
現金預金	41,515,846	
未収金	16,898,063	
前払金	255,920	
流動資産合計		58,669,829
固定資産		
基本財産		
基本財産引当預金	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	
その他の固定資産		
什器備品	406,690	
事務所保証金	8,800,000	
退職給与引当預金	22,043,003	
減価償却引当預金	851,642	
評価事業引当預金	53,746,282	
その他の固定資産合計	85,847,617	
固定資産合計		185,847,617
資産合計		244,517,446
【負債の部】		
流動負債		
未払金	145,214	
預り金	132,442	
流動負債合計		277,656
固定負債		
退職給与引当金	22,043,003	
固定負債合計		22,043,003
負債合計		22,320,659
【正味財産の部】		
正味財産		222,196,787
(うち基本金)		(100,000,000)
(うち当期正味財産増加額)		(97,706,350)
負債及び正味財産合計		244,517,446

財 産 目 録
平成18年 3月31日現在

財団法人 短期大学基準協会
一般会計

(単位:円)

科 目	金 額	金 額
【資産の部】		
流動資産		
現 金 預 金	41,515,846	
現金 現金手許有高	344,871	
普 通 預 金	41,162,617	
りそな銀行 市ヶ谷支店 No.1233374	40,852,306	
りそな銀行 市ヶ谷支店 No.1648894	310,311	
定 期 預 金	8,358	
りそな銀行 市ヶ谷支店 No.3541603	8,358	
未 収 金	16,898,063	
前 払 金	255,920	
流動資産合計		58,669,829
固定資産		
基本財産		
基 本 財 産 引 当 預 金	100,000,000	
みずほ信託銀行 本店 No.5693870	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	
その他の固定資産		
什 器 備 品	406,690	
事 務 所 保 証 金	8,800,000	
退 職 給 与 引 当 預 金	22,043,003	
りそな銀行 市ヶ谷支店 No.1648894	22,043,003	
減 価 償 却 引 当 預 金	851,642	
りそな銀行 市ヶ谷支店 No.3541603	851,642	
評 価 事 業 引 当 預 金	53,746,282	
りそな銀行 市ヶ谷支店 No.3541616	53,746,282	
その他の固定資産合計	85,847,617	
固定資産合計		185,847,617
資産合計		244,517,446
【負債の部】		
流動負債		
未 払 金	145,214	
預 り 金	132,442	
源泉所得税	10,000	
健康保険料	26,650	
厚生年金保険料	44,292	
地方税	51,500	
流動負債合計		277,656
固定負債		
退 職 給 与 引 当 金	22,043,003	
固定負債合計		22,043,003
負債合計		22,320,659
正味財産		222,196,787

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

備品・・・定率法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準について

退職給与引当金・・・期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収会費、未収金・未払金、前払金・前受金、立替金・預り金及び短期借入金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

2. 基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産引当預金	100,000,000	0	0	100,000,000
合計（基本金）	100,000,000	0	0	100,000,000

3. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	11,598,833	41,515,846
未収金	27,150,000	16,898,063
前払金	0	255,920
合計	38,748,833	58,669,829
未払金	27,150,000	145,214
預り金	0	132,442
合計	27,150,000	277,656
次期繰越収支差額	11,598,833	58,392,173

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
備品	1,258,332	851,642	406,690
合計	1,258,332	851,642	406,690

編集後記

かねてから「わが国には評価するという習慣がない」と言われていましたが、第三者評価はさまざまな分野や業種で行われるようになりました。本協会の第三者評価は、昨年度は初年度として30校の評価を行い、その30校を「適格」と認定した旨を実施校に通知し、4月には適格認定証を贈呈しました。今年度は昨年度の5割増となる45校の評価を進め、7月には評価員研修会が2日間の日程で行われました。さらに、来年度の評価は、申込みを7月末で締め切り、理事会の審議を経て、評価実施校が決まります。

前号に続いて、評価実施校からご寄稿いただきました。前号とは違った立場での評価への対応事例です。さらに今号では、評価員から第三者評価へのご意見をお寄せいただきました。昨年度の評価員の氏名は公表しましたが、評価チームの構成、評価校は非公開となっていますので、評価校が特定されないような原稿をお願いしました。今後の第三者評価が一段と充実し発展するよう、期待されます。

本協会の組織では、理事4人と評議員4人が辞任したことを受けて、5月の評議員会・理事会で後任を選出しました。事務局長も交代し、本協会はメンバーが少し替わって今年度の事業を進めていきます。昨年度の事業報告は、ホームページに掲載していますが、このニューズレターにも掲載しましたので、ご覧ください。 (PHM)

編集・発行

財団法人 短期大学基準協会広報委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail : jimukyoku@jaca.or.jp (旧) jimukyoku@tankikyo.jp

URL : //www.jaca.or.jp/ (旧) //www.tankikyo.jp/